

beyond2020 プログラムについて

H29. 8. 24 栃木県

1 認証要件

(1) 認証要件は？

<回答>

- ① 日本文化の魅力を発信する事業・活動であること。
- ② 成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出のため、以下のいずれかの要素を付加した事業・活動であること。
 - ア 障害者にとってのバリアを取り除く取組
 - イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

(2) (1)の認証要件①の「日本文化」とは？

<回答>

伝統的な芸術、現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化をいいます。

(3) クラシック音楽は日本文化に含まれる？

<回答>

日本文化の担い手として主として日本に活動拠点を置いて活動するアーティストが参画するものであること、又は、日本の芸術ホール等で開催されるもので、日本の文化芸術活動に寄与すると認められる活動は、「日本文化の魅力発信」につながるものとします。

(4) スポーツ大会は認証される？

<回答>

単にスポーツ大会では文化活動に該当しませんが、スポーツ大会に付随して文化的な活動が実施されている場合は認証可能です。

(5) 地域製品の販売フェアは認証される？

<回答>

地域の特色がある地域製品を販売するフェアは、多様な日本文化を発信する取り組みとして、「日本文化の魅力発信」につながるものとします。

(6) 日本の田園風景を巡るツアーは認証される？

<回答>

田園が形成された文化的背景の理解を促進したり、その地域の産品をPRする機会を設けるなどの取り組みがあわせて行われていれば認証可能です。

(7) 「障害者にとってのバリアを取り除く取組」とは？

<回答>

車いす観覧のスペースを確保したり、点字パンフレットの作成やポータブル字幕器の貸し出しを実施するなどの取り組みが考えられます。

(8) 「外国人にとっての言語の壁を取り除く取組」とは？

<回答>

日本語のほかに、英語や中国語など参加者に応じた多言語での説明パンフレットを作成するなどの取り組みが考えられます。

(9) イベントの受付案内に手話通訳者を配置した場合、認証される？

<回答>

イベントが日本文化の魅力を発信する事業・活動であれば、認証可能です。

障害者の参加機会の拡大につながるよう、手話通訳者の案内があることの周知に努めてください。

(10) イベントを開催する施設に車いす用スロープが設置されている場合、認証される？

<回答>

イベントが日本文化の魅力を発信する事業・活動であれば、認証可能です。

障害者の参加機会の拡大につながるよう、車いす用スロープの動線などの周知に努めてください。

(11) 障害者が参加するスポーツ大会は認証される？

<回答>

単にスポーツ大会では文化活動に該当しませんが、スポーツ大会に付随して文化的な活動が実施されている場合は認証可能です。(例えば、会場内において参加者が地域産品を購入し交流する場が設けられているなど。)

(12) 日本語で作成しているイベントのチラシの一部分に英語の説明を掲載した場合、認証される？

<回答>

イベントが日本文化の魅力を発信する事業・活動であれば、認証可能です。

(13) ホームページによる情報発信をするにあたり、日本語のほか、英語等のページを作成した場合、認証される？

<回答>

ホームページの内容が日本文化の魅力を発信する事業・活動であれば、認証可能です。

(14) 音楽やアートは言語の壁を取り除く世界共通言語と言える？

<回答>

音楽やアートそのものを言語の壁を取り除く取組として認証することはできません。日本文化を伝えるための外国語対応に関わる一歩進んだ具体的な取り組みをしている事業を認証対象としています。

(15) 海外での活動は対象外？

<回答>

海外で実施する事業であっても、認証要件等を満たす活動であれば申請いただくことは可能です。ただし、ロゴマークは国際商標には対応していないことに留意して使用してください。(平成 29 年 6 月現在)

(16) 規模の小さな事業でも申請できる？

<回答>

事業の規模は問いません。

(17) 参加者から参加費用を徴収するイベントでも申請できる？

<回答>

事業の無料・有料は問いません。営利を目的とする事業においても申請できます。

(18) 複数回実施するイベントの場合、別々のイベントとして申請する必要がある？

<回答>

同一目的の事業やイベントを複数回に分けて実施する場合、まとめて申請することができます。その場合、「いつ、どこで、何を」実施する内容であるか補足資料等で明らかにされている範囲を認証の対象としています。

(19) 実施期間が1年以上の長期に渡る事業について、申請できる？

(例) 実施期間 2017年10月1日～2019年9月30日

申請日 2017年9月10日

<回答>

原則1年程度の期間を目安として申請期間を区切り、申請してください。実績報告の提出も必要となります。

1年を超える期間分については、改めて申請してください。

(20) 1年以上先に実施するイベントについて、申請できる？

(例) イベント開催日 2019年3月3日

申請日 2017年8月20日

実施場所、実施内容は確定しており、申請日からイベント開催に準備を進めていく。対外的なPR活動などは当面予定していない。

<回答>

事業の実施時期が1年以上先であっても、実施内容が明らかになっている場合には、申請できます。

(21) イベントの要素がなくても認証される？

<回答>

認証対象となる事業、活動について、必ずしもイベントである必要はありませんが、「いつ、どこで、何を」実施する内容であるかが特定されており、その内容が認証要件を満たすものであることが確認できれば、認証することは可能です。

(22) 誓約書兼同意書は、押印原本を郵送で提出すればいい？

<回答>

押印は必要ですが、押印済みのものをスキャンしてPDFデータ等にした上で、メールにより提出していただいても差し支えありません。

(23) 誓約書兼同意書の押印は、担当者印でもいい？

<回答>

誓約書兼同意書に記載の内容について、責任をもって同意いただける代表者様のお名前と押印をお願いします。

(24) 規約に代えて過去の活動実績が分かる資料を提出しても認証される？

<回答>

申請時に、団体の活動実績の有無は問いませんが、団体の組織等を規定した規約は必要です。(県及び市町を除く。)

(25) 実績報告は実施後いつまでに提出すればいい？

<回答>

認証事業の終了後1か月以内に、実績報告書の提出をお願いします。

(26) どのような場合に、変更申請の提出が必要？

<回答>

認証を受けた内容のうち、組織・団体名、事業・活動名、実施期間、開催場所、事業概要の事業(以下、「主要事項」という。)について変更しようとする場合、変更申請書を提出し認証を受ける必要があります。

なお、主要事項以外について変更しようとする場合、変更届出書を提出する必要があります。

2 認証の対象となる事業・活動の実施主体

(1) 栃木県知事に対して認証の申請を行うことができるのは？

<回答>

以下に掲げる者は申請できます。ただし、県内に拠点がある者としてします。

- ① 国の行政機関(独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。)
- ② 地方公共団体(特別区、一部事務組合及び広域連合、地方独立行政法人を含む。)
- ③ 国立大学法人及び学校法人
- ④ 公益法人又はこれに準ずる団体
- ⑤ 株式会社等その他法人格を有する団体
- ⑥ ①から⑤までに掲げる者に準ずると認められる団体

法人ではない任意団体は申請できますが、個人は申請できません。

(2) (1)の「県内に拠点がある者」とは？

<回答>

県内に活動拠点がある者、又は、県内に住所を有する者をいいます。

(3) 県内に拠点がいない者はどこに申請すればいい？

<回答>

内閣官房オリパラ事務局等に申請してください。

3 ロゴマーク

(1) ロゴマークはいつから使用できる？

<回答>

事業に対して認証をするため、その事業にかかる広報活動等で使用するものについては、認証通知が届いた時点から使用することができます。

(2) ロゴマークをアレンジしたり、文字を追加して認証事業に使用してもいい？

<回答>

ロゴマークの改変は認められませんが、ロゴマークデザインガイドラインに準拠していれば、事業活動呼称等との組み合わせパターンで使用することは可能です。

(3) ロゴマークの使用に関し、審査・承認はある？

<回答>

特に使い方の審査や承認等はありません。認証要領やロゴマークデザインガイドラインの使用ルールをご確認の上、ご使用ください。

なお、ロゴマークの使用方法が申請時と変更される場合は、変更届出書を提出する必要があります。

(4) ロゴマークを名刺に刷り込んだり、イベントをPRするためのノベルティグッズに使用してもいい？

<回答>

認証事業の名前等があわせて記載され、認証事業のPR等につながる使用方法であれば、使用することも可能です。

4 その他

(1) 組織委員会の参画プログラムに認証されている事業を beyond2020 プログラムにも申請できる？

<回答>

申請することができます。

ただし、ロゴマークの使用については、組織委員会のロゴマークの取扱い基準をご確認いただくとともに、beyond2020 プログラムのロゴマークデザインガイドラインをご確認ください。

(2) 「この事業は、栃木県認証の beyond2020 プログラムです」と表記してもいい？

<回答>

認証した組織の名称（栃木県）は、表記しないでください。

認証事業の説明を表記する場合は、次を参考にしてください。

「政府が進める beyond2020 プログラムに認証された事業です」

「この事業は、beyond2020 プログラムに認証されています。beyond2020 プログラムは政府が推進する文化プログラムです」

※ 特に表記する必要はありません。

(3) オリンピックロゴなど、ほかのプログラムのロゴと一緒に beyond2020 プログラムのロゴを使用してもいい？

<回答>

beyond2020 プログラムのロゴマークは、プログラムの認証要領とロゴマークデザインガイドラインにある使用ルールの範囲内であればご使用いただけます。

その他のプログラムのロゴと一緒に使用する場合は、それぞれの取扱い基準をご確認の上、ご使用ください。

(4) イベントの名称に「オリンピック・パラリンピック」の文言を使用してもいい？

<回答>

オリンピック・パラリンピックに関する大会エンブレムや大会名称等は I O C 及び I P C の独占的な所有物、知的財産として保護されており、東京 2020 大会に向けて日本国内では組織委員会が管理していますので、組織委員会にお問い合わせください。